

香芝市二上山博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月16日

香芝市教育委員会 教育長 小 西 友 吉

香芝市教育委員会規則第8号

香芝市二上山博物館条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市二上山博物館条例施行規則（平成4年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第5号様式中「香教委指令」を「香芝市指令」に、「つぎのとおり」を「次のとおり」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月16日から施行する。